

自動車局関係
平成24年度税制改正要望結果

平成23年12月

国土交通省自動車局

自動車局関係 平成24年度税制改正要望結果

I. 低炭素・循環型社会関連税制

◇車体課税の簡素化、グリーン化、負担の軽減等（自動車重量税、自動車取得税、自動車税）

- 環境性能の優れた自動車（エコカー）について自動車重量税のいわゆる「当分の間税率」を廃止し、その他の経年車（13年未満）について当分の間税率を900円/0.5t・年轻減する。
- エコカー減税（自動車重量税・自動車取得税）について、以下の見直し・拡充を行った上で3年間延長する。
 - ・新たな燃費基準に基づき区分を再編し、ハイブリッド車の燃費性能に匹敵する従来車を新たに免税の対象に追加する。
 - ・自動車重量税について本則税率を適用した上で、自動車重量税（新車に係る初回分、新車・既販車に係る2回目分）・自動車取得税を次のとおり減免する。
 - 2015年度燃費基準+20%達成車＝初回：免税、2回目：50%軽減
 - 2015年度燃費基準+10%達成車＝初回：75%軽減
 - 2015年度燃費基準 達成車＝初回：50%軽減
- グリーン化特例（自動車税）について、新たな燃費基準に基づき区分を再編した上で2年間延長する。（2015年度燃費基準+10%達成車＝50%軽減、同基準達成車＝25%軽減）
- 先進安全自動車（ASV）のうち、衝突被害軽減ブレーキを備えた大型トラックに係る特例措置を創設する。（自動車重量税：新車に係る初回分を50%軽減、自動車取得税：取得価額から350万円控除）
- ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシーに係る特例措置を創設する。（自動車重量税：新車に係る初回分を免税、自動車取得税：取得価額から車種毎に一定額控除）

[参考]

○平成24年度税制改正大綱（抜粋）（平成23年12月10日閣議決定）

7. 検討事項

[国税・地方税共通]

- (4) 自動車取得税及び自動車重量税については、「廃止、抜本的な見直しを強く求める」等とした平成24年度税制改正における与党の重点要望に沿って、国・地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行います。

Ⅱ. 暮らし安全・安心確保関連税制

◇運行維持が困難なものとして条例に定める路線の乗合バス車両の取得に係る非課税措置の延長（自動車取得税）

地域住民の生活の足として必要不可欠な公共交通機関であるバス交通を確保・維持・改善するため、都道府県の条例に定める路線（住民生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難なもの）の運行の用に供する乗合バス車両の取得に係る自動車取得税の非課税措置の適用期限を2年間延長する。

○自動車取得税：非課税

- ・対象路線：都道府県の条例に定める路線（住民生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難なもの）
- ・対象資産：対象路線の運行の用に供する乗合バス車両

Ⅲ. 成長戦略・地域の経済活性化関連税制

◇中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度（中小企業投資促進税制）の延長（法人税・所得税・法人住民税、事業税）

中小企業者の設備投資を促進するため、中小企業者がトラック（車両総重量3.5 t以上）、機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度の適用期限を2年間延長する。

○所得税・法人税：特別償却30%又は税額控除7%

- ・対象設備：トラック、内航貨物船、機械装置、器具備品、ソフトウェア

Ⅳ. その他要望事項

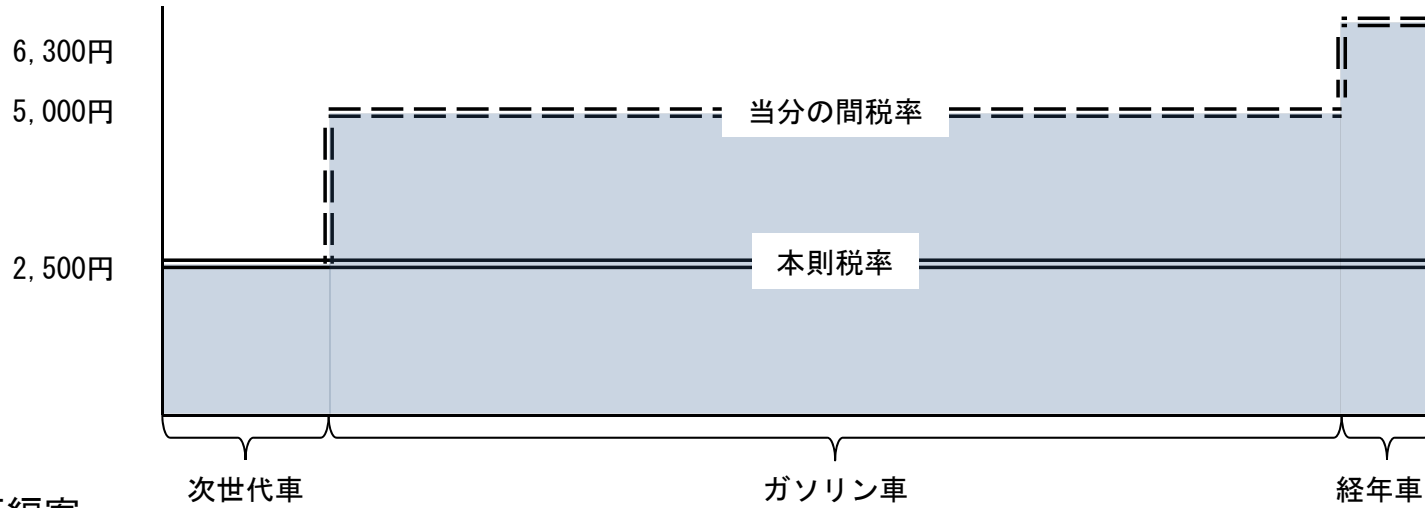
◇除害施設、し尿浄化槽及び廃液処理施設に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

廃液処理施設の整備及び維持を一層促進し、地球環境の保護、公害の防止を図るため、油水分離装置を設置等した事業者への特例措置の適用期限を2年間延長する。

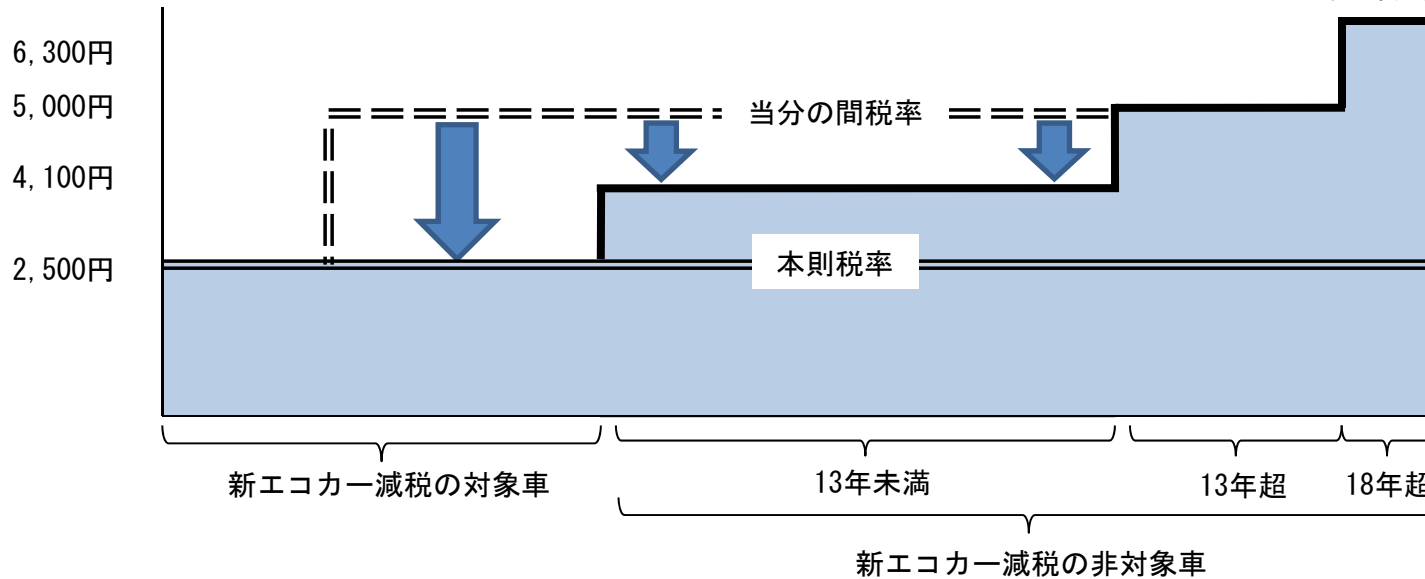
○固定資産税の課税標準となるべき価格の1/3

自動車重量税のいわゆる「当分の間税率」の見直し(自家用)

○ 見直し前 (自家用乗用車の場合の税率 : 0.5t・年当たり)



○ 再編案



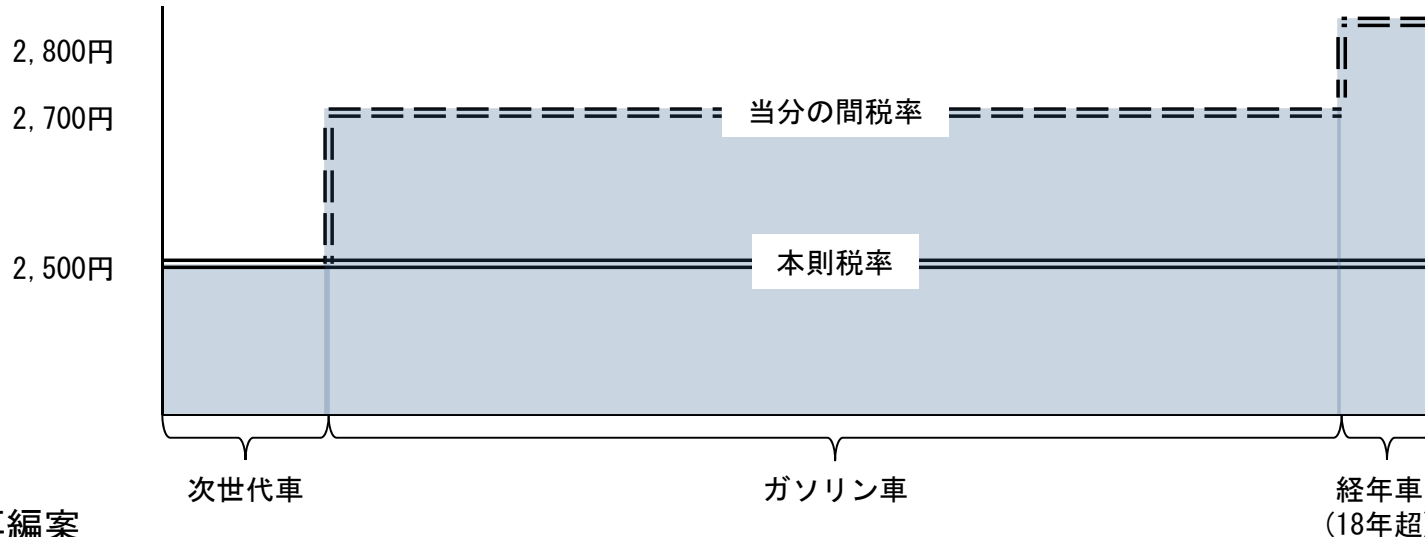
(注) 車検証の交付の時点において一定の環境性能を有している車(新エコカー減税の対象車)については、本則税率を適用

(注) 平成24年5月1日以降に適用

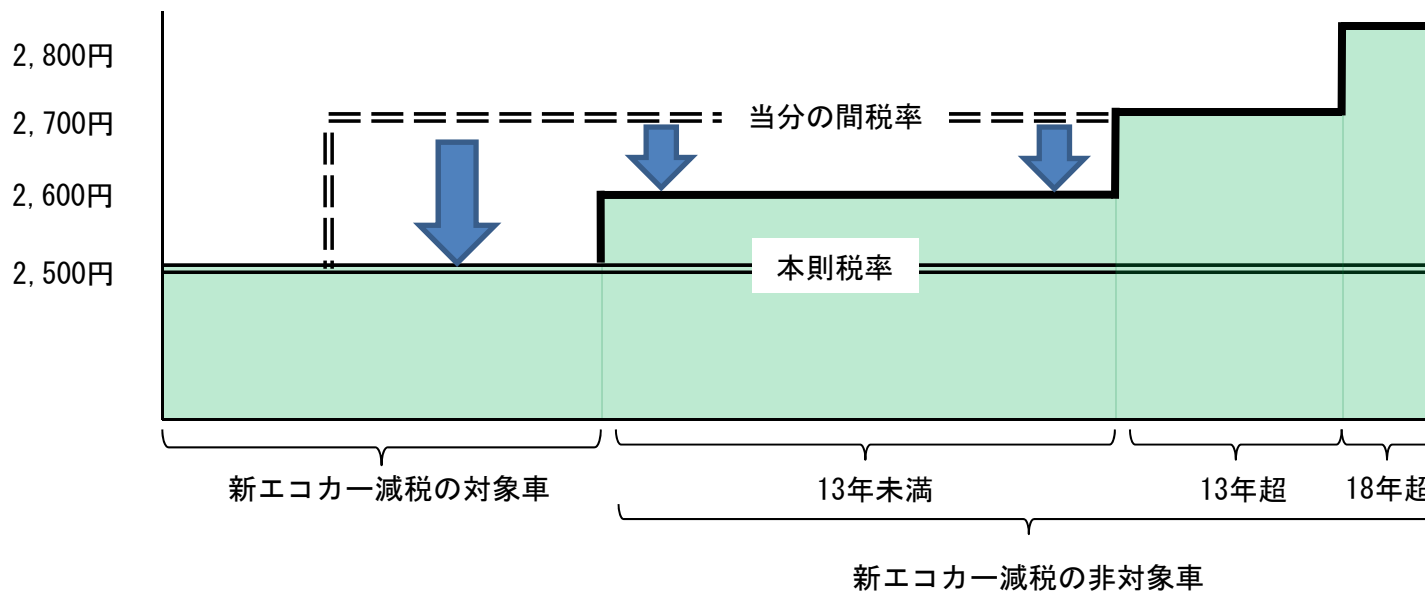
(注) JC08モード燃費値を有さないものについて、所要の措置を講じる。

自動車重量税のいわゆる「当分の間税率」の見直し(営業用)

○ 見直し前 (営業用乗用車の場合の税率 : 0.5t・年当たり)



○ 再編案



(注) 車検証の交付の時点において一定の環境性能を有している車(新エコカー減税の対象車)については、本則税率を適用

(注) 平成24年5月1日以降に適用

(注) JC08モード燃費値を有さないものについて、所要の措置を講じる。

エコカー減税(自動車重量税・自動車取得税)

○乗用車等(乗用車及び車両総重量2.5トン以下のバス・トラック)

減免要件	燃費性能	排ガス性能	軽減率
	[2015年度燃費基準]	[平成17年排ガス規制]	
電気自動車、プラグインハイブリッド車 燃料電池車、クリーンディーゼル車(平成21年排ガス規制適合) 天然ガス自動車(平成21年排ガス規制(NOx)10%低減☆)			免税*1 (2回目車検:50%軽減)*2
ガソリン車、 ハイブリッド車	20% 超過達成	75%低減 (☆☆☆☆)	75%軽減*1
	10% 超過達成		
	達成		

特例期間:平成24年4月1日～平成27年3月31日(自動車重量税にあつては、平成24年5月1日～平成27年4月30日まで)

*1 自動車重量税については、特例期間中の新車新規検査の際に納付すべき税額について減免。

*2 自動車重量税のみ。①新車新規検査(特例期間中)の後に初めて受ける継続検査、②特例期間中に初めて受ける継続検査の際に納付すべき税額について減免

(注) 上記減免対象車と同等の環境性能を有する自動車であつて、JC08モード燃費値を有さないものについて、所要の措置を講じる。

エコカー減税(自動車重量税・自動車取得税)

○中量車(車両総重量2.5トン超3.5トン以下のバス・トラック)

* ポスト新長期規制適合車

減免要件	排ガス性能	燃費性能 (2015年度燃費基準)			
		達成	5%超過達成	10%超過達成	
電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車、天然ガス自動車(平成21年排ガス規制(NOx)10%低減☆)	免税*1(2回目車検:50%軽減)*2				
ガソリン車(ハイブリッド車を含む)	平成17年排ガス規制	75%低減(☆☆☆☆)	50%軽減*1	75%軽減*1	免税*1(2回目車検:50%軽減)*2
		50%低減(☆☆☆)		50%軽減*1	75%軽減*1
ディーゼル車(ハイブリッド車を含む)	平成21年排ガス規制*	NOx・PM+10%低減	50%軽減*1	75%軽減*1	免税*1(2回目車検:50%軽減)*2
				50%軽減*1	75%軽減*1

○重量車(車両総重量3.5トン超のバス・トラック)

減免要件	排ガス性能	燃費性能 (2015年度燃費基準)			
		達成	5%超過達成	10%超過達成	
電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車、天然ガス自動車(平成21年排ガス規制(NOx)10%低減☆)	免税*1(2回目車検:50%軽減)*2				
ディーゼル車(ハイブリッド車を含む)	平成21年排ガス規制*	NOx・PM+10%低減	50%軽減*1	75%軽減*1	免税*1(2回目車検:50%軽減)*2
				50%軽減*1	75%軽減*1

特例期間:平成24年4月1日～平成27年3月31日(自動車重量税にあっては、平成24年5月1日～平成27年4月30日まで)

*1 自動車重量税については、特例期間中の新車新規検査の際に納付すべき税額について減免。

*2 自動車重量税のみ。①新車新規検査(特例期間中)の後に初めて受ける継続検査、②特例期間中に初めて受ける継続検査の際に納付すべき税額について減免

(注) 上記減免対象車と同等の環境性能を有する自動車であって、JC08モード燃費値を有さないものについて、所要の措置を講じる。

グリーン化特例(自動車税)

○平成24・25年度中に新車新規登録した場合、それぞれ当該年度の翌年度分の自動車税を軽減

減免要件		燃費性能	排ガス性能	軽減率
		[2015年度燃費基準]	[平成17年排ガス規制]	
乗用車等 (乗用車及び車両総重量 2.5トン以下のバス・トラック)	電気自動車、プラグインハイブリッド車 燃料電池車、 天然ガス自動車(平成21年排ガス規制(NOx)10%低減☆)			50%軽減
	ガソリン車、 ハイブリッド車	20% 超過達成	75%低減 (☆☆☆☆)	50%軽減
		10% 超過達成		25%軽減
達成				
中量車 (車両総重量2.5トン超3.5 トン以下のバス・トラック)	電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車、 天然ガス自動車(平成21年排ガス規制(NOx)10%低減☆)			50%軽減
重量車 (車両総重量3.5トン超の バス・トラック)	電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車、 天然ガス自動車(平成21年排ガス規制(NOx)10%低減☆)			

○車齢11年超のディーゼル車等、車齢13年超のガソリン車、LPG車については、税率を概ね10%重課
(電気自動車、天然ガス自動車、ガソリンハイブリッド自動車、メタノール自動車、一般乗合バス及び被けん引車を除く)

○上記減免対象車と同等の環境性能を有する自動車であって、JC08モード燃費値を有さないものについて、所要の措置を講じる。

中古車特例(自動車取得税)

○乗用車等(乗用車及び車両総重量2.5トン以下のバス・トラック)

減免要件	燃費性能 〔2015年度燃費基準〕	排ガス性能 〔平成17年排ガス規制〕	軽減率	
	電気自動車、プラグインハイブリッド車 燃料電池車、クリーンディーゼル車(平成21年排ガス規制適合) 天然ガス自動車(平成21年排ガス規制(NOx)10%低減☆)			取得価額から 45万円控除
ガソリン車、 ハイブリッド車	20% 超過達成 (2010年度燃費基準50%超過達成)*	75%低減 (☆☆☆☆)	取得価額から 30万円控除	
	10% 超過達成 (2010年度燃費基準38%超過達成)*		取得価額から 15万円控除	
	達成 (2010年度燃費基準25%超過達成)*			

特例期間:平成24年4月1日～平成27年3月31日

* :JC08モード燃費値を有さないものに限って適用。

中古車特例(自動車取得税)

○中量車(車両総重量2.5トン超3.5トン以下のバス・トラック)

減免要件	排ガス性能	燃費性能 〔2015年度燃費基準〕			
		達成	5%超過達成	10%超過達成	
電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車、天然ガス自動車(平成21年排ガス規制(NOx)10%低減☆)	取得価額から45万円控除				
ガソリン車(ハイブリッド車を含む)	平成17年排ガス規制	75%低減(☆☆☆☆)	取得価額から15万円控除	取得価額から30万円控除	取得価額から45万円控除
		50%低減(☆☆☆)		取得価額から15万円控除	取得価額から30万円控除

○重量車(車両総重量3.5トン超のバス・トラック)

減免要件	排ガス性能	燃費性能 2015年度燃費基準			
		達成	5%超過達成	10%超過達成	
電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車、天然ガス自動車(平成21年排ガス規制(NOx)10%低減☆)	取得価額から45万円控除				
ディーゼルハイブリッド車	平成21年排ガス規制*	NOx・PM +10%低減	取得価額から15万円控除	取得価額から30万円控除	取得価額から45万円控除
				取得価額から15万円控除	取得価額から30万円控除

特例期間:平成24年4月1日～平成27年3月31日

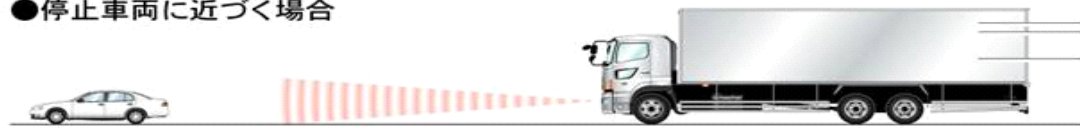
ASV・バリアフリー車両減税(自動車重量税・自動車取得税)

減免要件		自動車重量税	自動車取得税
衝突被害軽減ブレーキ搭載車 〔 8t超のトラック、13t超のトラクタ 〕		50%軽減 〔 * 22t超のトラック、13t超のトラクタは H26.10.31まで 〔 初回(新車新規検査時)のみ 〕 〕	取得価額から350万円控除 〔 * 22t超のトラック、13t超のトラクタは H26.10.31まで 〕
バリアフリー 車両	ノンステップバス	免税 〔 初回(新車新規検査時)のみ 〕	取得価額から1,000万円控除
	リフト付きバス	免税 〔 初回(新車新規検査時)のみ 〕	乗車定員30人以上: 取得価額から650万円控除 乗車定員30人未満: 取得価額から200万円控除
	ユニバーサル デザインタクシー	免税 〔 初回(新車新規検査時)のみ 〕	取得価額から100万円控除

特例期間〔自動車重量税:平成24年5月1日～平成27年4月30日〕
〔自動車取得税:平成24年4月1日～平成27年3月31日〕

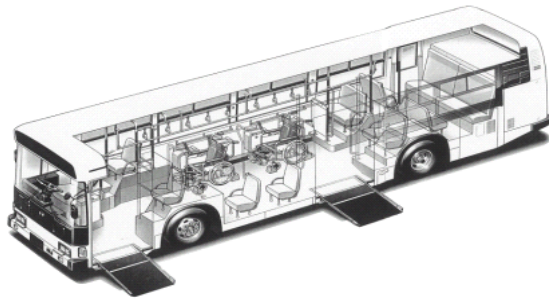
衝突被害軽減ブレーキ搭載車（ASV）

●停止車両に近づく場合



バリアフリー車両

【ノンステップバス】



【リフト付きバス
(乗車定員30人以上)】



【リフト付きバス
(乗車定員30人未満)】



【ユニバーサルデザインタクシー】

